

令和4年

第10回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和4年10月25日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

2番 青木 貞治	9番 鈴木 洋有
3番 二宮 賢一	10番 吉川 正
5番 古正 輝子	11番 添田 政夫
6番 平原 則子	12番 加藤 正和
7番 竹内 欣也	13番 柳田 孝
8番 石井 雅浩	15番 近藤 剛司
	16番 戸塚 昭雄

2 欠席委員

1番 安池 雅美

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできませんが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 山 口 信 彦
書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について

議案第26号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
について

議長 ただ今の出席委員は１３名で、定足数に達しておりますので令和４年第１０回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、１番安池雅美委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、６番平原則子委員と７番竹内欣也委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第２４号「農地法第３条第の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２４号１番「農地法第３条の規定による許可申請について」は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第２４号１番を朗読・説明》

書記 議案第２４号１番の内容につきましては、町外の非農家が所有する農地が譲受人の農地に隣接しており、親戚である譲受人が購入することで、農地の集約化が図られると考えられます。

なお、１０月１３日に西久保地区担当の二宮委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長 議案第２４号１番につきましては現地調査をお願いした西久保地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３番委員（二宮） ３番の二宮です。議案第２４号１番の農地について、１０月１３日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地はミカン畑ですが、譲渡人は町外の非農家であるため、当該農地の隣接親戚である譲受人が購入することで農地の遊休化防止と集約化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の集約化が図られるとのことです。

それでは、議案第24号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第24号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第24号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」につきましては、3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

大磯町長より令和4年10月14日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

まずは議案第25号1番から説明します。

事務局 《議案第25号1番を朗読・説明》

書記 議案第25号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は露地畑ですが、借り手は柿畑として利用するとのことです。

なお、10月12日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第25号1番の農地について、10月12日に私と事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は、柿の栽培に利用されるということで地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地域の農業振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第25号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 今回、利用権の設定を受ける法人は、農地所有適格法人ですか。

書記 いいえ、農地所有適格法人ではなく一般法人です。一般法人のため解除条件付きの利用権設定となっております。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第25号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第25号1番は原案とおり決定いたしました。

以上で議案第25号の全ての審議が終了しました。なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、議案第26号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第26号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

《議案第26号1番を朗読》

書記 議案第26号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、10月13日に黒岩地区担当の二宮委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした二宮委員から説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第26号1番の農地について、10月13日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は山林化しており農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 議案の農地区分に「その他第2種」と記載されていますが、これはどういう意味ですか。

書記 農地の分類として、「農用地」、「甲種農地」、「第1種農地」、「第2種農地」、「第3種農地」の5種類がありますが、大磯町については「甲種農地」がないため、4種類のみとなります。県の審査基準に従い農地を分類した結果、どれにも当てはまらない農地については「第2種農地」と同等の扱いとなる「その他第2種農地」として分類することになっております。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第26号1番の申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号につきましては、議案書5ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の4ページから8ページをご覧ください。

まず、報告第1号1番について説明します。総会資料の4ページをご覧ください。

事務局

《報告第1号1番を朗読》

書記 まず報告第1号1番についてですが、内容については記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、10月12日に馬場地区担当の吉川（正）委員及び事務局2名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした馬場地区担当の吉川（正）委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番の吉川です。報告第1号1番の農地について、10月12日に私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑2筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、次に報告第1号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号2番につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の5ページと6ページをご覧ください。

事務局

《報告第1号2番を朗読》

書記 報告第1号2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、10月12日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局2名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（石井） 8番の石井です。報告第1号2番の農地について、10月12日に私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑3筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 軽トラックを駐車している場所は納税猶予の対象にならないのですか。

書記 納税猶予制度の基準では、作付けを行える農地以外は対象外となります。ですから、軽トラックの駐車場所や農業用倉庫などは対象外(ビニールハウスは可)となりますので、納税猶予をかけた後にそのような使用をすると猶予を除外されるだけでなく、除外面積分だけ、猶予期間に応じた利子付きで相続税を支払わなければならなくなります。

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、次に報告第1号3番と4番については同一世帯ですので一括で説明をお願いします。

書記 報告第1号3番と4番につきましては、議案書5ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の7ページと8ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号3番と4番を朗読》

書記 報告第1号3番と4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、10月12日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局2名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号3番と4番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員(石井) 8番の石井です。報告第1号3番と4番の農地について、10月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の路地畑1筆とビニールハウス3筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号3番と4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号3番と4番を終わりにします。

以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書6ページから9ページの10件でございます。

事務局 《報告第2号1番から10番を朗読》

書記 報告第2号1番から10番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から10番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書10ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の9ページと10ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番と3番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番と3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番と3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和4年第10回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時5分)